

# 建設キャリアアップシステム 登録行政書士について

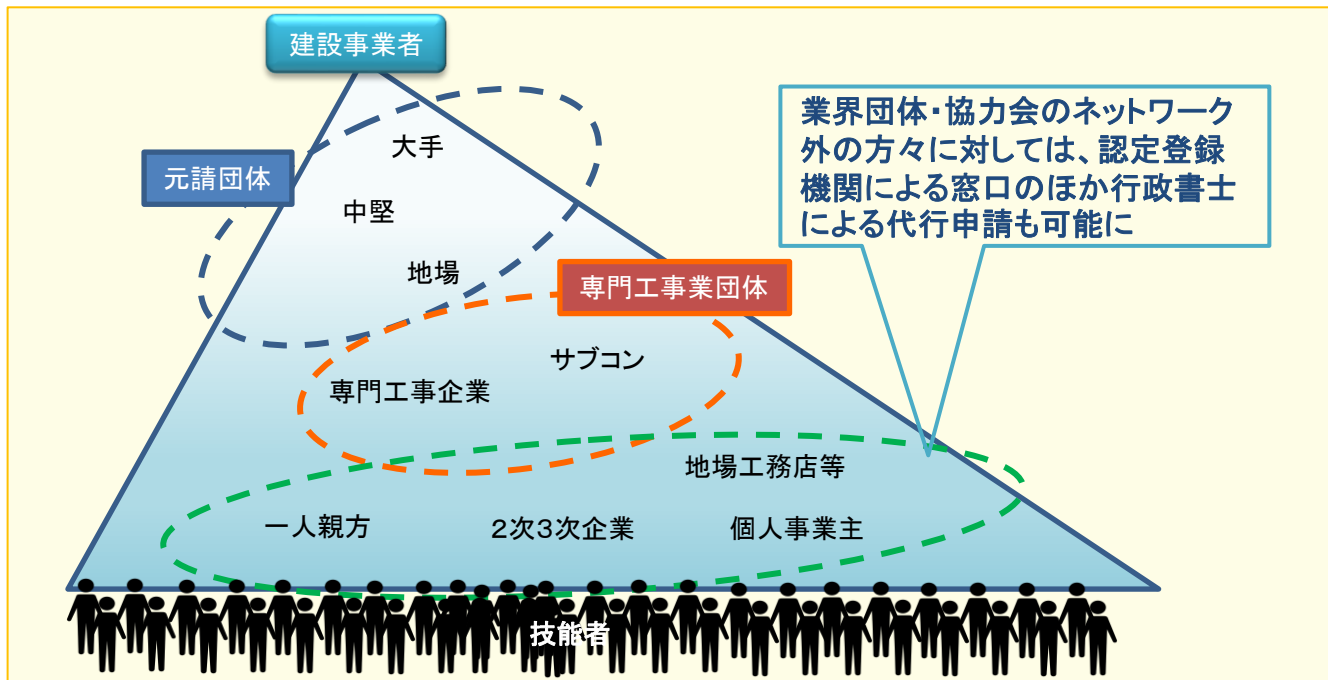


「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

2023年9月1日

# 1. CCUS登録行政書士の育成・活用

- 地方部におけるCCUS普及促進には、業界団体・元請協力会等のネットワークに属さない小規模事業者の登録が急務。なお、小規模事業者は自ら登録が困難な場合も少なくない。
- このため、小規模事業者とも接点を有する行政書士による代行申請を開始(2022年2月)。
- CCUSの実務習得のためのオンライン講習を実施し、これを受講した者を「CCUS登録行政書士」としてCCUSホームページにおいて公表、ユーザーの登録申請をサポートする選択肢を拡大。
- CCUS登録行政書士が常に最新の情報を保持できるよう、定期的に情報発信(CCUSインフォメーションとして月2~3回程度)し、知識のブラッシュアップを実施。既に29回配信。



(参考)

- 行政書士の事業者ID取得者数 1,509人(2023年8月末)
- CCUS登録行政書士数 934人(2023年8月末)

北海道	55	滋賀県	7
青森県	7	京都府	11
岩手県	7	大阪府	81
宮城県	25	兵庫県	46
秋田県	5	奈良県	7
山形県	6	和歌山県	3
福島県	19	鳥取県	6
茨城県	21	島根県	4
栃木県	17	岡山県	12
群馬県	14	広島県	24
埼玉県	52	山口県	12
千葉県	51	徳島県	5
東京都	106	香川県	4
神奈川県	41	愛媛県	7
新潟県	9	高知県	5
富山県	5	福岡県	52
石川県	5	佐賀県	6
福井県	3	長崎県	9
山梨県	7	熊本県	14
長野県	13	大分県	9
岐阜県	12	宮崎県	7
静岡県	37	鹿児島県	12
愛知県	46	沖縄県	15
三重県	13	合計	934

行政書士は、2022年2月よりCCUS事業者登録を行えば代行申請が可能となった。  
(事業者登録を必要としない代理登録も可能)

※CCUSへの登録・申請

区 分	申請区分	申請者	申請方法	新規申請		変更申請		現場、施工 体制登録
				事業者	技能者	事業者	技能者	
本人による申請	本人申請	本人	インターネット	○	○	○	○	○
本人以外による申請	認定登録機関申請	認定登録機関	申請書(紙)	○	○			
	代行申請(注1)	元請事業者 上位下請事業者等	インターネット	○	○	○	○	
		登録行政書士		○	○	○	○	
	その他(注2) (代理登録)	その他		△	△	△	△	△

○：CCUS上の機能で申請、登録

△：CCUS上の機能ではなく、本人に代わり申請、登録

注1 代行申請… 所属事業者や上位下請業者等などの事業者IDを持っている事業者が、CCUSの代行申請画面より、本人に代わり登録申請をおこなう。

注2 代理登録… 事業者IDを持っていない者が、CCUSの登録画面より、本人に代わって必要なデータを入力する。

### 3. CCUS登録行政書士と認定アドバイザーの違い

	CCUS登録行政書士	CCUS認定アドバイザー
定義（目的）	<u>CCUSに事業者登録し、CCUS登録(新規変更)希望者の代行申請を行う行政書士</u>	CCUSの登録、現場運用等に係る専門的知識を修得し、CCUSの利用者に対する適切な指導及び助言等を行う者
対象（単位）	<u>行政書士事務所、行政書士法人</u>	個人
要件	行政書士法にもとづき行政書士として登録を受け、CCUS事業者登録を完了した行政書士法人、行政書士事務所のうち、所定の講習を修了して、建設業振興基金HPの名簿リストに掲載されたもの	基金が実施する認定講習を受講して修了考査に合格し、アドバイザーとしての十分なスキルを修得したと認められる者
責務	特になし	年1回、実績報告書を基金に提出
(CCUS) HPへの掲載	リスト掲載	認定者のうち希望する者はリスト掲載済み
費用	<u>事象者登録料(5年毎) 6,000円</u> <u>管理者ID利用料(毎年) 11,400円</u>	無料
有効期間	<u>5年（事業者登録料）</u>	2年（更新可能、条件あり）
問合せ等窓口	<u>（CCUSホームページ） お問い合わせフォーム</u>	<u>（建設業振興基金内） 認定アドバイザー窓口</u>

## 行政書士のメールアドレスを使用する方法

※事業者の新規登録（インターネット申請）の場合

事業者

- ✓ 依頼人と行政書士との委任契約の締結
- ✓ 個人情報保護方針および利用規約の依頼人への説明

行政書士

申請に必要な添付書類の準備  
 ①事業者確認書類  
 ②社会保険等の証明書類 等

必要な添付書類の確認

本システムにて新規申請を申込み、  
 申請ログイン用ID及びパスワードを取得  
 ※申込みメールアドレスは**行政書士のメールアドレス**を登録

新しいパスワードを設定してログインし、本システム画面にて、  
 登録情報の入力及び書類の添付して申請

「登録責任者」欄には**行政書士のメールアドレス**を入力、  
 メールアドレス以外は事業者の担当職員の情報を入力

メール「システム登録料金額のご案内」により支払方法を選択し、**事業者登録料の支払い** ※あらかじめ 事業者登録料の支払方法を選定しておく

事業者IDの取得、保管

ログインID及び初期パスワード、セキュリティコードを使用して  
 パスワードを変更し、システムにログイン

変更申請にて登録責任者のメールアドレスを行政書士から**事業者の担当職員のメールアドレスに変更**

セキュリティコードを使用して、パスワードを事業者のみ知るパスワードに変更

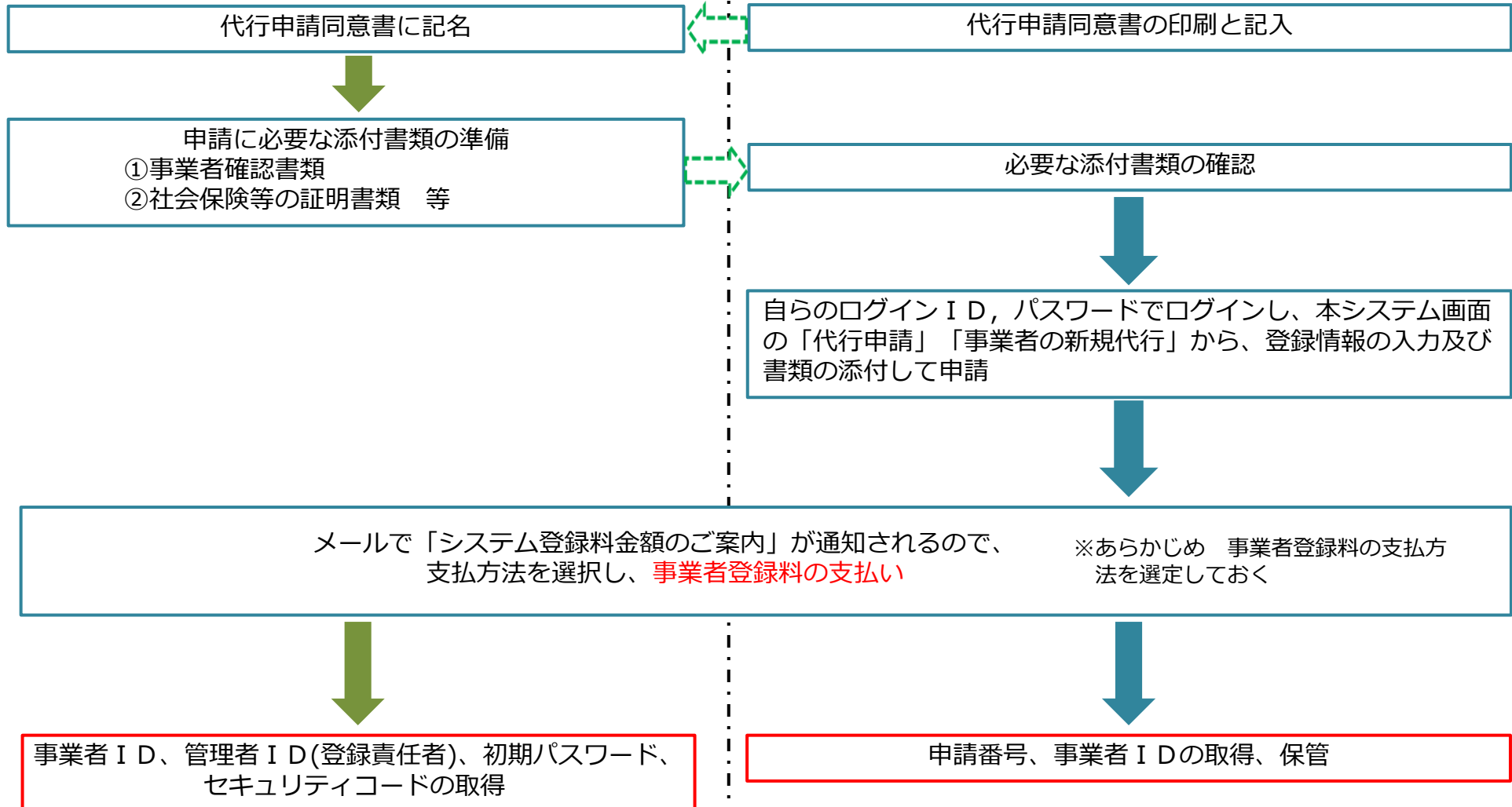
事業者ID、パスワードの取得

## (CCUS登録行政書士)代行申請

※事業者の新規登録（インターネット申請）の場合

事業者

行政書士



# 6-1. 登録行政書士のメリット①

	「行政書士による代行申請」 (2022年2月以降可)		「CCUS申請の代理入力」 (従来 ※2022年2月以降も可)	
	オンライン講習受講			オンライン講習非受講
	「登録行政書士」			
CCUS事業者登録	要		不要	
CCUS利用料	事象者登録料(5年毎) 6,000円 管理者ID利用料(毎年) 11,400円		不要	
オンライン講習	受講	非受講	対象外	
CCUSホームページへのリスト掲載	<b>掲載(希望者)</b> ※認定アドバイザーはオンライン講習の受講不要	<b>非掲載(希望者以外)</b>	<b>非掲載</b>	
申請フロー	※別紙「申請フロー」参照			
メリット				
CCUS登録希望者にとって	①自ら登録するのに代わり、登録を依頼できる窓口が広がる。			
	②書類の準備や登録など、届出業務に慣れた人に任せることができる。			
	③所定の講習を受講したCCUSに詳しい人に依頼することができる。			
	④建設業振興基金HPで探することができる。			
行政書士自身にとって	①申請のための手順が簡略化される。			
	②登録行政書士としてCCUSホームページに掲載され、登録希望者の信頼を得られる。			
	③建設業振興基金よりCCUSに関する各種情報提供がある。			

## 登録行政書士名簿 (CCUSホームページ掲載)

CCUS登録行政書士名簿

2022年7月24日現在

※新規に名簿への掲載を希望される行政書士の方は、CCUS事業者登録 (別途「行政書士のCCUS事業者登録が可能になりました」<https://www.ccus.jp/attachments/show/62033a73-5124-4a75-9885-11c4646bc59e> 参照) およびオンライン講習の受講 (別途「オンライン講習の受付を開始しました」<https://www.ccus.jp/attachments/show/623d90c5-1ae8-42cc-be97-16a2ca08081b> 参照) をお願いしております。

所在地	事務所・法人名	登録行政書士名	住所	対応エリア	電話番号	FAX番号	連絡先メールアドレス	ホームページURL
北海道	行政書士 相川法律事務所	相川 浩巳	札幌市北区北二十八条西二丁目1番23号 No2NSK1#202	全国可	011-788-8971	011-788-9271	aiaihome@outlook.com	<a href="https://aiaihome.wixsite.com/website">https://aiaihome.wixsite.com/website</a>
	在所康子行政書士事務所	在所 康子	札幌市北区森路	全国可	090-6690-7604		mail@yzaisho.com	<a href="https://yzaisho.com">https://yzaisho.com</a>
	行政書士 中村旭事務所	中村 旭	札幌市豊平区岸六条12丁目13番8号	北海道府内	011-376-1512		kanri.ngs@gmail.com	
	行政書士毛利事務所	毛利 由佳	札幌市白石区	近隣市区町村可	011-777-0632		guin.mouri@gmail.com	<a href="https://www.gyouseisyoshimori.com">https://www.gyouseisyoshimori.com</a>
	サーベイ・ワン行政書士事務所	坂井 勝美	札幌市南区	全国可	050-5885-0726		info@survey-one.jp	<a href="https://survey-one.jp">https://survey-one.jp</a>
	行政書士あおい事務所	羽場 葵	札幌市南区		011-799-1332		haba@gyouseiaoi.com	<a href="http://gyouseiaoi.com">http://gyouseiaoi.com</a>
	SATO行政書士法人	前田 綾乃	札幌市東区北5条東8丁目1-33		011-742-8222		sgs-ccus@sato-group.com	<a href="http://sgs.sato-group.com/">http://sgs.sato-group.com/</a>
	木村元輝行政書士事務所	木村 元輝	札幌市東区伏古8条2丁目9番24号	全国可	011-786-0674		office-kimura@ab.auone-net.jp	<a href="http://tokusya-k.com/">http://tokusya-k.com/</a>
	本間総合行政事務所	本間 良	札幌市東区3-2-13	北海道府内	011-			
	行政書士大西事務所	大西 秀一	札幌市東区	全国可	011-			
	行政書士川原学徳事務所	川原 学徳	札幌市東区	北海道府内	011-			
	齊藤行政書士事務所	齊藤 忠雄	札幌市中央区北1条西18丁目1番52-101号 ギャラリー市田川	市区町村内のみ	090-			
	岩原行政書士事務所	岩原 宏明	札幌市中央区南一条東2丁目11番地1ノザ"ビル"大通東501号	近隣市区町村可	011-			
	行政書士法人クリムゾンパートナーズ札幌	谷掛 カ	札幌市中央区南1条東2丁目11-1ノザ"ビル"大通東9階	全国可	011-			
	行政書士斎藤哲事務所	斎藤 哲	札幌市中央区大通西14丁目1-13 北日本南大通ビル9階	近隣市区町村可	011-			
行政書士事務所オフィス・マサミ	佐藤 正己	札幌市中央区宮の森1条15丁目5番12-501号	全国可	011-				
たかさか行政書士事務所	高坂 克彦	札幌市中央区	北海道府内	080-				
行政書士法人工ニシア	八重樫 洋平	札幌市中央区	011-					
長島靖子行政書士事務所	長島 靖子	札幌市西区	北海道府内	011-				

### CCUSインフォメーションNo.7【建設業振興基金】

日時 : 2022/7/4(月) 9:04

差出人 : "ccus-newsletter" <[ccus-newsletter@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:ccus-newsletter@kensetsu-kikin.or.jp)>

宛先 :

各位

いつもお世話になっております。

日頃よりCCUSの普及促進にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

CCUS関連の最新情報をお知らせする「CCUSインフォメーション」をお送りします。

ご一読くださいますようお願いいたします。

#### 【CCUSインフォメーションNo.7】

##### ① CCUS登録行政書士名簿の更新について

6月26日現在の名簿をCCUSのホームページに掲載しました。(25名追加、計547名)

リンク先 (CCUSHP) : [【CCUS登録行政書士名簿 2022年6月26日現在】](#)

ご参考に都道府県別登録者数一覧を添付いたします。

##### ② 建設業法施行規則の一部改正について

令和5年1月1日施行予定の「建設業法施行規則の一部改正」において、「経営事項審査の社会性等(W)」に「審査基準日以前1年以内に請け負った「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」において、建設キャリアアップシステム上で就業履歴を蓄積するために必要なカードリーダー設置など、国土交通大臣が定める必要な措置の実施状況」が評価項目に新たに加わる見通しです。

添付いたします「建設業法施行規則の一部改正について(概要)」をご確認いただくとともに、現在、国土交通省が改正案に関するパブリックコメントを募集していますのでご覧ください。

リンク先 (パブリックコメント) : [【建設業法第二十七条・・・】の一部改正案に関する意見募集について】](#)

##### ③ CCUSチャンネルの登録をお願いします!

CCUSチャンネルでは、CCUSに関連する様々なコンテンツを掲載しています。

〈コンテンツの一例〉

『システムの概要説明』

『CCUSの操作を簡単に説明した「CCUSかんたんガイド」シリーズ』

『CCUS関連の情報を整理したCCUS NEWS』

『CCUSを活用し事業展開を図る企業を紹介するCCUS Focus On』

チャンネル登録して頂きますと更新情報が通知されますので、是非チャンネル登録してご利用いただけますようお願いいたします。

リンク先 (YouTube) : [【CCUSチャンネル一般財団法人 建設業振興基金】](#)

※CCUSチャンネルご紹介の

← みずほ国際行政書士事務所

事務所・法人名  
みずほ国際行政書士事務所

登録行政書士名  
明神 亜由美

住所  
台東区

対応エリア  
全国可

電話番号  
03-4405-4910

連絡先メールアドレス  
[info@officemizuho.com](mailto:info@officemizuho.com)

ホームページURL  
<https://curvo.online/officemizuho/>

自由記数欄  
・電話による相談(15分程度)は無料で承ります。

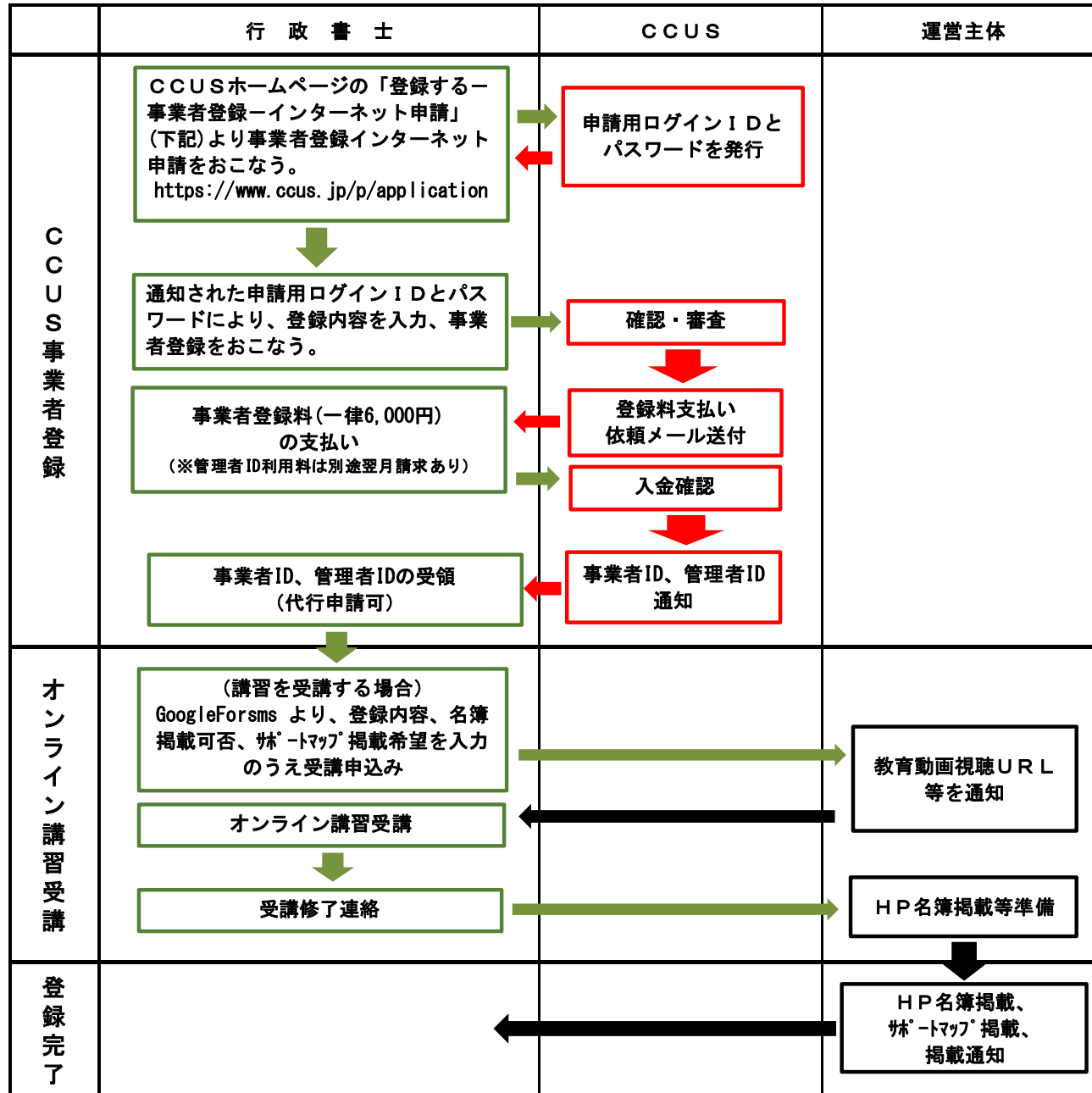


サポートマップ (CCUSホームページにリンク掲載)

CCUSインフォメーション (月2回程度メール発信)



# 7. CCUS登録行政書士 申込みフロー



## 8. 登録にあたっての注意事項①

登録にあたっては、CCUSホームページやインターネット申請ガイダンス等をご確認願います。

### 【留意事項】

1. 法人・個人区分は必ず「個人」を選択する ※行政書士法人でも「個人」を選択する
2. 個人事業の開始届(写し)添付欄は、行政書士証票を貼付した台紙のJPEG画像を添付する
3. 資本金、完成工事高はいずれも0円とする
4. 建設に関わる業種情報欄は、「その他」、「行政書士」と入力し、()書きで登録番号を入力する
5. 社会保険に関する情報は、いずれも加入「無」を選択し、番号等の情報を登録しない
6. 下記の入力例を参考に情報を登録する

登録項目	入力例	摘要
建設業許可番号	—	入力不要
商号または名称		
<b>必須</b> 事業者名_フリガナ	シンコウギョウセイショシジムシヨ	
<b>必須</b> 事業者名_名称	振興行政書士事務所	
代表者名		
<b>必須</b> フリガナ(セイ メイ)	シンコウ タロウ	
<b>必須</b> 代表者名(姓 名)	振興 太郎	
所在地		
<b>必須</b> 郵便番号	1050001	ハイフン「-」なしで入力してください。
<b>必須</b> 都道府県	東京都	プルダウンより選択してください。
<b>必須</b> 市区町村	港区	全角で入力してください。
<b>必須</b> 住所1	虎ノ門4丁目2番12号	全角、英数字記号半角で入力してください。
住所2	虎ノ門MTビル2号館	全角、英数字記号半角で入力してください。
<b>必須</b> 電話番号	03-5473-4586	電話番号はハイフン「-」付きで入力してください。
法人情報		
<b>必須</b> 法人・個人区分	個人	法人でも「個人」を選択
法人番号	—	
建設業以外の事業の有無	有	「有」を選択

## 8. 登録にあたっての注意事項②

登録項目	入力例	摘要
納税証明書(写し)	—	添付不要
所得税の確定申告書(写し)	—	添付不要
個人事業の開始届(写し)		
<b>必須</b> 添付書類	行政書士証票.JPG	別紙台紙に行政書士証票を貼付して添付
資本金情報		
<b>必須</b> 資本金額	0 千円	0 円のまま、入力不要
添付書類	—	添付不要
完成工事高情報		
<b>必須</b> 売上高(申込前年度)	0 千円	0 円と入力
<b>必須</b> 完成工事高(申込前年度)	0 千円	0 円と入力
登録責任者		
<b>必須</b> フリガナ(セイ メイ)	シンコウ ハナコ	
<b>必須</b> 氏名(姓 名)	振興 ハナコ	
<b>必須</b> 郵便番号	1050001	ハイフン「-」なしで入力してください。
<b>必須</b> 都道府県	東京都	プルダウンより選択してください。
<b>必須</b> 市区町村	港区	全角で入力してください。
<b>必須</b> 住所1	虎ノ門4丁目2番12号	全角、英数字記号半角で入力してください。
住所2	虎ノ門MTビル2号館	全角、英数字記号半角で入力してください。
<b>必須</b> 部署名	本社	部署がない場合は「なし」と入力してください。
<b>必須</b> 担当者電話番号	03-5473-4586	電話番号はハイフン「-」付きで入力してください。
担当者FAX番号	—	FAX番号はハイフン「-」付きで入力してください。
<b>必須</b> メールアドレス	hanako@gyousei.co.jp	
建設業許可情報		
許可有無	無	「無」のまま
建設に関わる業種情報		
現に営んでいる業種	—	業種を選択しない
上記以外に営んでいる業種	その他	「☑その他」を選択
その他内容	行政書士(12345678)	「行政書士(登録番号)」と入力する

## 8. 登録にあたっての注意事項③

登録項目		入力例	摘要
<b>健康保険</b>			
<b>必須</b>	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	事業所整理記号	—	入力不要
	事業所番号	—	入力不要
	健康保険組合有無	—	入力不要
	健康保険組合名称	—	入力不要
	国保組合有無	—	入力不要
	国保組合名称	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要
<b>年金保険</b>			
<b>必須</b>	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	事業所整理記号	—	入力不要
	事業所番号	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要
<b>雇用保険</b>			
<b>必須</b>	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	労働保険番号	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要
<b>建設業退職金共済制度</b>			
<b>必須</b>	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	共済契約者番号	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要
<b>中小企業退職金共済制度</b>			
<b>必須</b>	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	共済契約者番号	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要
<b>労災保険特別加入</b>			
<b>必須</b>	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	労災保険番号	—	入力不要
	整理番号	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要

## 8. 登録にあたっての注意事項④

登録項目	入力例	摘要
電子証明書の種類	—	入力不要
主要取引先	—	入力不要
表彰履歴	—	入力不要
所属団体	—	入力不要

## 8. 登録にあたっての注意事項⑤

### 行政書士CCUS登録依頼書

行政書士証票

●証票記載内容 記入欄 (確認のため必ず記入願います)

氏 名	
事務所名称	
事務所所在地	
登録番号	

※現状 (CCUS登録内容) と上記 (証票記載内容) が異なっている場合のみ記入

氏 名	
事務所名称	[理由]
事務所所在地	[理由]

- 注1 「法人情報」の添付書類の「個人事業の開始届(写し)」に添付のこと
- 注2 単位会発行の会員証ではなく、日本行政書士会連合会発行の行政書士証票を添付のこと  
(事務所単位(個人、法人)でご登録をいただくので、原則としては代表者の方の証票(登録番号)を添付(ただし、事務所に主にCCUSを担当する方が別にいる場合は、その行政書士の証票(登録番号)でも可)
- 注3 ファイル形式は、JPG形式(JPEG形式)に限る。
- 注4 証票記載の氏名、事務所名称、事務所所在地、登録番号を確認のため下の記入欄に記入のこと(必須)
- 注5 現状(CCUS登録内容)と証票の氏名、事務所名称、事務所所在地が異なる場合のみ、下の※欄に記入のこと(事務所名称、事務所所在地については理由も記入)  
理由例: 所在地変更のため登録事項の変更手続き中